

平成25年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月21日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	8
一般質問	8
岡田久雄議員	8
1 がん検診受診率向上対策について	
2 風しんワクチン接種の公費助成について	
木村武壽議員	14
1 人口減少について	
2 町有地売り払いについて	
中坊 陽議員	16
1 道路・公共交通機関の整備状況について	
2 住民意識の活性化について	
谷田 操議員	20
1 生活保護問題について	
2 風しんワクチン予防接種助成について	
3 町長・教育委員会の歴史認識・平和施策について	
報告第7号 専決処分の報告について	29
報告第4号 専決処分の報告について	33
報告第5号 専決処分の報告について	37
報告第6号 専決処分の報告について	37
報告第2号 専決処分の報告について	39
報告第3号 専決処分の報告について	40

報告第 8 号	専決処分の報告について	4 0
報告第 9 号	専決処分の報告について	4 1
報告第 1 0 号	繰越明許費繰越計算書について	4 1
議案第 2 8 号	井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件	4 2
議案第 2 9 号	井手町教育委員選任につき同意を求める件	4 2
議案第 2 3 号	井手町企業立地促進条例制定の件	4 3
議案第 2 4 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件	4 3
議案第 2 7 号	平成 2 5 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）	4 6
散会		5 1
署名議員		5 3

第 2 号（6 月 2 8 日）

応招・不応招議員		5 5
出席・欠席議員		5 5
出席事務局職員		5 5
出席説明員		5 5
議事日程		5 7
開会		5 8
会議録署名議員の指名		5 8
議案第 2 3 号	井手町企業立地促進条例制定の件	5 8
議案第 2 5 号	井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例制定の件	6 0
議案第 2 6 号	井手町地区計画区域内における建築物の制限に関す る条例の一部を改正する条例制定の件	6 1
平成 2 4 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関する報 告書及び平成 2 5 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書に ついて		6 4
議員派遣の件		6 5
委員会の閉会中の継続調査申し出について		6 5
閉会		6 5

署名議員..... 6 7

平成25年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成25年6月21日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年6月21日午前9時56分 議長 村田忠文

閉会 平成25年6月21日午後2時45分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

6番 森田 泰雄

会議録署名議員の氏名

4番 岡田 久雄 9番 丸山 久志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村喜代一 議会書記 乾 浩朗

議会書記 寺井 佳孝 議会書記 菱本 嘉昭

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男
 理事兼総務課長事務取扱 西島 栄治
 理事兼建設課長事務取扱 中村 秀一
 理事兼同和・人権政策課長事務取扱 西島 楠博
 教育次長・
山吹ふれあいセンター所長兼務自然体農村管理センター総長兼務 池田 清隆
 税務課長 中島 一也
 高齢福祉課長 花木 秀章
 建設課参事 畑中 智博
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 山口 敏彦
 社会教育課長・
 図書館長兼務 木村 坂次

教 育 長 松田 定
 理事兼保健医療課長事務取扱 加賀山 睦
 理事兼上下水道課長事務取扱 松山 正伸
 会計管理者・
 会計課長兼務 藤林 学
 企画財政課長 脇本 和弘
 住民福祉課長 嶋田 昌弘
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 奥山 英高
 産業環境課長 宮崎 光
 学校教育課長 小川 淳一
 学校給食センター所長 藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成25年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成25年6月21日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第7号 専決処分の報告について
- 第6 報告第4号 専決処分の報告について
- 第7 報告第5号 専決処分の報告について
- 第8 報告第6号 専決処分の報告について
- 第9 報告第2号 専決処分の報告について
- 第10 報告第3号 専決処分の報告について
- 第11 報告第8号 専決処分の報告について
- 第12 報告第9号 専決処分の報告について
- 第13 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について
- 第14 議案第28号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第15 議案第29号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第16 議案第23号 井手町企業立地促進条例制定の件
- 第17 議案第24号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の
件
- 第18 議案第27号 平成25年度井手町一般会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

平成25年6月定例会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員には公私ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、汐見町長より6月定例町議会が招集されました。提案されております各議案等につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、行政当局につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、円滑な議会運営を行い、住民の信頼と負託に応えられるよう期待いたします。

いよいよ梅雨の季節となりましたが、皆様方には体調の管理には十分ご留意をいただき、今後、充実した行政運営、議会活動に携わっていただきますようお願いを申し上げまして、今期定例会の開会に当たってのご挨拶といたします。

本日の会議に、森田泰雄議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成25年6月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、4番、岡田久雄議員、9番、丸山久志議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から7月1日までの11日間にすると思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月1日までの11日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件4件、平成25年度一般会計補正予算1件、同意案件2件、専決処分8件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、並びに一般質問は4名であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところであります、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成24年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、平成24年度の各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず、一般会計であります。町税収入では固定資産税等の減収によりまして、約8億7,500万円、前年度に比べ約2,200万円、率にして2.4%の減となる見込みであります。

また、普通交付税につきましては、平成22年度に大幅に伸びた法人町民税の影響により、平成23年度の交付額は大幅に減少いたしましたが、平成24年度は通常ベースとなり、約13億2,800万円、前年度に比べ約4億1,800万円、率にして46%の大幅な増となる見込みであります。

特別交付税は、東日本大震災の復興や全国各地で発生している災害地への重点配分により、前年度を大きく下回るのではないかと心配しておりましたが、約3億500万円、前年度に比べ約1,600万円、率にして4.9%の減にとどまる見込みであります。そのほか未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等については、従来どおり京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約41億円、歳出総額約36億6,000万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、地球温暖化対策実行計画に基づくLED照明の整備、バリアフリー検討委員会からの意見を反映した玉泉苑エントランスのバリアフリー整備、また、東部丘陵地へのアクセス向上のための町道22号線道路改良工事や、歴史と自然が薫る道づくりとして街並みや史跡に調和された景観舗装、災害に強いまちづくりのための防災空地の設置や消防車庫の整備、さらには、井手小学校の校門やプールの改修工事をはじめとする各学校施設の整備など、一層充実した内容となっております。

しかし、本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、今後も行財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

次に、特別会計であります。全ての会計の実質収支額は黒字になる見込みであります。しかし、国保会計につきましては、一般会計から6,000万円の法定外の繰入金により黒字となっているものであり、今後も慎重に推移を見きわめながら、財政の健全化に努めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第23号、井手町企業立地促進条例制定の件ほか15件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第23号は、企業立地を促進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的とする条例の制定であります。

議案第24号は、防災減災事業への取り組みや長引く景気の低迷などによる地域の課題に迅速かつ的確に対応するための国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえ、本町においても一般職や特別職で給与減額支給を実施するための条例の一部改正であります。

議案第25号は、野外活動センターの休館日を変更するための条例の一部改正であります。

議案第26号は、多賀白坂地区の地区計画を新たに定めたことに伴い、当該計画区域内における建築物の用途や建蔽率、高さなどを制限するための条例の一部改正であります。

議案第27号は、平成25年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1億768万4,000円の増で、補正後の一般会計予算は37億4,668万4,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、地域の行事などで利用していただいておりますテントや各種機器等の備品購入に260万円計上いたしますとともに、南部公民館の改修補助に30万円計上いたしております。

次に、衛生関係では、風疹ワクチン接種緊急助成事業に57万円計上いたしますとともに、井手地区共同墓地ののり面改修に2,000万円計上いた

しております。

次に、土木関係では、子育てグループや老人クラブの意見を反映した大型遊具や健康器具などの設置に2,700万円計上いたしております。

次に、消防関係では、災害に強いまちづくりを図るため、国の緊急防災減災事業を活用して、現在配備している無線の更新に5,600万円計上いたしております。

以上が、予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国庫支出金2,000万円、府支出金169万円、町債8,030万円、諸収入250万円、繰越金319万4,000円計上いたしております。

議案第28号及び議案第29号の2件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

報告第2号から報告第7号までの6件は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し承認を得ようとするものであります。

報告第8号及び報告第9号の2件は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第10号は、平成24年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 引き続きまして、去る4月1日付の人事異動によりかわられた方の紹介を西島総務課長よりお願いいたします。

理事（西島栄治） それでは、私の方から、この4月1日付人事異動に伴います管理職のご紹介を申し上げます。

まず、教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務自然休養村管理センター館長兼務の池田清隆でございます。

教育次長（池田清隆） 池田です。どうぞよろしく申し上げます。

理事（西島栄治） 産業環境課長の宮崎 光でございます。

産業環境課長（宮崎 光） 宮崎です。どうかよろしく申し上げます。

理事（西島栄治） 次に、給食センター所長の藤崎裕司でございます。

学校給食センター所長（藤崎裕司） 藤崎です。どうぞよろしく申し上げます。

理事（西島栄治） 以上が、今回の異動でかわりました管理職でございます。今後ともよろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（村田忠文） 次に、議会事務局の紹介を田村局長よりいたします。

議会事務局長（田村喜代一） それでは、議会事務局の人事異動の報告をさせていただきますと思います。

4月1日付で新たに局長に、私、田村喜代一でございます。また、議会書記として任命いたしました菱本嘉昭であります。

議会書記（菱本嘉昭） よろしく申し上げます。

議会事務局長（田村喜代一） どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（村田忠文） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から3月、4月、5月分の例月出納検査結果報告書及び上下水道課より水道水分析結果報告書を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は4名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして一般質問を行います。

まず初めに、がん検診受診率向上対策について質問いたします。日本のが

ん検診受診率は20から30%にとどまっており、欧米の約80%に比べると大幅に低い状況にあります。3月に発表されました内閣府の「がん対策に関する世論調査」によると、検診を受けない主な理由として、受ける時間がないと答えた人が47.7%と最も多く、次に、がんとわかるのが怖い、36.2%、経済的に負担、35.4%と続いています。

しかし、受診率が上がれば、早期発見・早期治療につながります。現在、がんで亡くなる人は年間35万人にも及びます。がんの罹患と死亡数の増加は主に高齢化が理由ですが、40歳代以降で死亡原因の第1位を占めるなど、働き盛り世代にとっても無関係ではありません。国民一人一人の積極的な意識向上と企業側の支援態勢の取り組みも重要です。

政府が定めた「がん対策推進基本計画」は、検診受診率を50%に引き上げる目標を掲げ、企業が率先して検診の大切さを呼びかける「がん検診企業アクション」への協力を進めています。国民の2人に1人はがんになり、3人に1人ががんで死亡する時代です。がん検診の正しい知識や普及啓発に、官民一体で取り組みを強化すべきだと思います。

そこで、次の事について質問いたします。

- 1、本町における24年度の各種がん検診の受診率及び負担金について。
- 2、乳がん、子宮頸がん、大腸がんの検診無料クーポン券の利用状況について。
- 3、がん検診受診率向上への啓発はどのように取り組んでおられるのか。
- 4、町内企業への受診率向上への働きかけも必要と考えますが、本町の考え、取り組みをお伺いします。
- 5、がんに関する正しい知識を教育に取り入れ、授業を展開している学校もあります。本町においても、先進地の取り組みを参考に授業に取り入れてはと思いますが、考えをお伺いいたします。

つぎに、風疹ワクチン接種の公費助成について質問いたします。風疹の今年の感染者数が5,000人を超えたことが、5月8日、国立感染症研究所の調べでわかりました。感染症研究所によると、4月28日までに報告されたことしの患者数は昨年同期の約3.8倍の5,442人で、4月に入ってから週500人を超えるペースでふえ続けており、統計をとり始めた平成20年以降、最多を更新中です。

風疹ワクチンの定期予防接種は、1977年から女子中学生を対象に行わ

れ、95年から男子も対象に加えられました。このため患者の多くはワクチンの定期接種の対象外で接種率が低い20から40歳代の男性の罹患者が多く、大都市を中心に全国に広がっています。

京都府内でも感染が拡大しており、京都新聞によると府内患者数は5月19日現在で、昨年同期12人の8倍以上にのぼる100人に達していると報道されています。風疹の流行は春から夏にかけてさらにふえる傾向にあるため、府は予防接種を受けるように呼びかけています。

なお、最近のテレビのニュースによると、全国の風疹患者数が累計で既に1万人を超え、1万102人となり、去年1年間の患者数の4倍以上になったことが6月18日の国立感染症研究所発表のまとめでわかったと報道されています。

そこで、次のことについて質問します。

1、妊婦が感染すると、胎児にどのような影響を及ぼすのか。

2、男性が感染すると、どのような影響が考えられるのか。

3、京都府の取り組み状況について。

4、ワクチン接種の費用はどれくらいかかるのか。対象になる人は本町では何人ほどおられるのか。感染予防の緊急対策として、本町でのワクチン接種の公費助成の考えは。

5、本町での感染予防のための取り組み啓発はどのようにされているのか。近隣市町村での感染者の有無及び助成金の取り組み状況についてお伺いいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 奥山所長。

保健センター所長（奥山英高） 岡田議員のご質問にお答えします。

1点目のがん検診受診率向上対策についてであります。まず、一つ目の、本町における平成24年度の各種がん検診の受診率、負担金につきましては、子宮がん検診は10.4%で116万3,000円、乳がん検診は6.2%で100万9,000円、大腸がん検診は10.8%で42万円、胃がん検診は4.1%で59万3,000円、肺がん検診は8.5%で51万5,000円であります。

次に、二つ目の、5歳刻みの年齢の方に送付している無料クーポン券の利用状況につきましては、子宮がん検診は20.1%で35万1,000円、乳がん検診は23.4%で38万4,000円、大腸がん検診は19%で36万4,000円であります。

次に、三つ目の、受診率向上へ向けた啓発の取り組みにつきましては、無料クーポン券の対象者には、未受診者へ受診勧奨の通知を送っており、また、平成24年度には肺がん検診の案内を全戸配布する際に、あらかじめ記載をしていただけるよう受診票を添付しており、利便性を向上することで受診環境を整えております。また、町の文化祭の際行っております「健康のつどい」では、がん検診対策のコーナーを設け、京都府職員にも参加してもらい、協力して参加者への啓発を行ってきているところであります。

次に、四つ目の、町内企業への受診率向上に向けた本町の考え、取り組みにつきましては、京都府は事業所との連携事業として位置づけている「やましろ地域働きざかりの健康づくり推進事業」で、事業主対象のセミナーや事業所出前講座、従業員へのリーフレット配布を行っておられます。本町におきましても、町内企業の福利厚生担当者に対して、本町在住の従業員の方々を対象に健診のお知らせを配布していただけるよう協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、風疹ワクチン接種の公費助成についてであります。まず、一つ目の、妊婦が感染すると胎児にどのような影響を及ぼすのかにつきましては、出生時に耳が聞こえにくくなる、心臓に奇形が生じる、目が見えにくくなるなどの先天性風疹症候群と呼ばれる障害を引き起こす可能性があります。

次に、二つ目の、男性が感染するとどのような影響が考えられるのかにつきましては、妊娠中の配偶者やパートナーなどに感染することで、一つ目の答弁で申し上げましたように、出生時に障害を引き起こす可能性があります。

次に、三つ目の、京都府の取り組み状況につきましては、風疹患者が急増する中、市町村と連携し、緊急母子保健対策として6月1日以降に市町村が実施するワクチン接種を支援し、安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めるため、19歳以上の妊娠を希望する女性及び妊娠している女性の配偶者を対象に、一般は自己負担3分の1、町負担3分の1、府負担3分の1、低所得者は町負担2分の1、府負担2分の1とする補正予算案を6月議会において提案されたとお聞きしております。なお、本町におきましては、自己負

担が伴わないように、府負担の残り分は全額町で負担してまいりたいと考えております。

次に、四つ目の、ワクチン接種の費用につきましては、京都府にお聞きしますと平均でおおむね9,500円から9,600円程度とお聞きしており、また、町内医療機関におきましては7,875円から9,000円とお聞きしております。本町での対象者につきましては、平成24年度の出生児が65人であったことから、妊娠を希望する助成を約60人、妊娠している女性の配偶者についても同数で見込みまして120人程度と考えております。

また、本町での公費助成の考え方につきましては、本年の4月1日以降の接種者を対象に、緊急的な感染症対策として、先ほども述べましたとおり、自己負担が伴わないように、府負担の残り分は全額町で負担してまいりたいと考えております。

次に、五つ目の、感染予防のための取り組み、啓発につきましては、補正予算が可決後は、「広報いで」やホームページで速やかに助成事業の周知を行い、実施してまいりたいと考えております。

また、近隣市町村での感染者につきましては、1月から5月26日まででは、府内感染者が47人、そのうち山城北保健所管内の感染者が23人とお聞きしております。

なお、助成金の取り組み状況につきましては、山城北保健所管内では、本町を除き、全ての市町で京都府の考え方に沿って助成をされるとお聞きしております。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 小川学校教育課長。

学校教育課長（小川淳一） 1点目のがん検診受診率向上対策についての五つ目、がんに関する教育についてであります。現在、本町小・中学校では、全学年を通じて、健康教育の一環として生活習慣を整える取り組みを行うとともに、教科においては小学校6年の保健学習で、中学校では保健体育科の授業において、病気の予防としてがんに関する内容も含めて指導を行っております。これは正しい生活習慣が疾病の予防のための有効な手段であることを理解させ、地域社会の健康を支える一員として、健康な社会づくりに貢献できることを狙いとするものであります。

なお、京都府では、がん教育にかかわって、知事部局と教育委員会が連携

して、医療関係者なども交えたプロジェクトチームが立ち上げられると聞いておりますので、その動きを注視するとともに、先進地の取り組みも参考にしていきたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 2点ほどお聞きいたします。

まず最初に、がん検診受診率の向上対策のところですが、ただいまがん検診について詳しく答弁をいただきました。ありがとうございます。本町では毎年、答弁いただいたように、幾つかのがん検診に補助をしていただいております。今お聞きしたんですけれども、その中に、答弁いただいた中に前立腺がんの検診がなかったように思います。前立腺がんの検診については本町ではどのように考えておられるのか、1点お聞きしたいと思います。

もう1点は、風疹ワクチン接種の公費助成についてであります。ワクチン接種の期間はいつまでされるのか。また、対象となる病院はどこの病院を考えておられるのか。

もう1点は、住民の方の中には、自分が予防接種を子供のときに受けているのかどうかわからない方もおられると思います。予防接種を1度受けた人でも、わからずに、また不安のために再度予防接種を受けたいと思われる方がおられると思うんですけれども、再度予防接種を受けても大丈夫なのか、もし今わかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 奥山保健センター所長。

保健センター所長（奥山英高） ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の前立腺がんについてでございますけれども、報道によりますと、京都府内の中で前立腺がんの公費助成を行っておられる市町村がふえていくというふうな話はお伺いしております。男性特有の病気ではありますけれども、こちらの方の効果等も含めまして検討してまいりたいというふうには考えております。

次に、風疹ワクチンについてのご質問でございますが、まず、期間につきましては、予定しておりますのは26年3月31日、今年度の末までを予定しております。対象病院につきましては、医療機関全般というふうな形で想定しております、基本的には全額ご本人さんがお支払いいただき、本町に請求をしていただくというふうな形を予定しております。

次に、今まで受けているか受けていないかわからないという方につきましては、こちらにつきましては、通常ですと医療機関へ行かれて、抗体の検査を受けられてということになるんですけれども、そちらにつきましては医療機関の判断にもよるかと思っておりますので、本町においては、基本的に受けられた方を対象に助成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岡田久雄議員。

4番(岡田久雄) そうしたら要望とさせていただいて、前立腺がんの検診のことですけれども、先ほども答弁いただいたように、現在、京都府内の市町村においても前立腺がんの検診を検診項目に入れ、補助されている市町村が大変多くあるというふうに聞いておりますので、ぜひ本町におきましても前立腺がんの検診を検診項目の中に入れていただきますよう要望させていただきます、私の質問を終わります。

以上です。

議長(村田忠文) 次に、木村武壽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村武壽議員。

12番(木村武壽) 12番、木村武壽です。通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問事項につきましては、人口減少についてと町有地売り払いについてであります。

質問要旨としまして、まず初めに人口減少についてでございます。本町において、人口減少を食い止めるための検討委員会を平成23年3月に設置されまして、この問題についての取り組みを検討され、本年3月に提言書が提出されたと聞いておりますが、この同時期に厚労省・国立社会保障人口問題研究所という、実に難しい名前の機関が将来推計人口を発表しました。その中

で、本町でも、27年後5,500人余り、これはあくまでも推計でありますので断定はできませんが、本格的な超少子高齢化社会が予想されております。この衝撃的な報告を受ける中で、今回提出された提言書を基に今後の取り組みをお尋ねいたします。

次に、町有地売り払いについてでございます。これまでに事業推進のため多くの土地を取得され、住民の要望に応じていると感じております。また、これからも総合計画に基づき計画実現のため取り組まれるよう期待をしております。予算にも限度がありまして、順序を決めながらその範囲の中で執行されていると思いますが、その中で、以前購入された土地等の中で計画変更・設計変更、また、住民の協力が得られず事業ができず残っている土地等が多くあると聞いております。これからの事業推進のためにも、有効利用等、また、処分され他の事業へ転換されるのもよいと思います。現在売り払いできる土地の件数と、おそらく隣地払い下げ等が条件と思いますが、処分条件と住民への周知方法、金額の決め方等々についてお尋ねいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の人口減少についてであります。まず、昨年3月29日に、交流人口の増加や定住促進を図るための方策を検討することを目的とした、学識経験者、町内のまちづくり団体が推薦する代表者、住民公募や職員公募の合計15名の委員で構成した「人口減少を食いとめるための検討委員会」を設置してきたところであります。

当該委員会では、6回にわたる会議や先進地の視察なども実施され、まちの強みやよいところ、資源を生かしながら具体的に取る組みることなどを検討していただき、意見をまとめた提言書を平成25年3月1日に答申していただいたところであります。当該提言書には、人口減少を食いとめるためには皆の力が必要、住んでいる人にとって魅力あるまちづくりが基本、交流人口をふやすことに取り組み、その中から定住につなげていくことを目指すとの基本方針が示されております。

次に、具体的な事業として、本町のよさを知ってもらうための事業、よさ

を体験してもらうための事業、住み心地を体験してもらうための事業、本町に移り住んでもらうための事業について、短期・中期・長期の計画としても示されており、交流・定住促進のために地域住民、町内外のサポーターや行政などが連携できるよう、取りまとめ役となる人材や団体などが事業主体となるようなプラットフォームの形成についても提言されております。

本年度に実施を予定している事業につきましては、情報発信をするためのホームページリニューアルをはじめ、体験農園や、空き家を活用するための調査や、大学や企業との連携について取り組んでまいりたいと考えております。また、今後、中・長期的な事業を展開していくために、組織の見直しなども検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、町有地売り払いについてであります。まず、売り払いを予定している町有地が不整形地等で、隣地と一体利用することによって利用効果が高まる土地については、隣接する土地の所有者に当該土地の購入希望の確認をしてきており、平成23年度は4件、平成24年度は1件の売り払いを実施してきたところであります。

また、隣接する土地の所有者が購入の希望がない場合、または単独で利用できる土地の場合については、一般競争入札による方法で売り払うこととし、平成25年度に売り払いの募集を行ったところ、1件の売り払いを実施してきたところであります。なお、現在、売り払いを予定している土地は2件であります。

一般競争入札の周知方法につきましては、公告を行うとともに、町ホームページへの掲載、報道機関への情報提供をはじめ、役場庁舎、いづみ人権交流センター、図書館の窓口に案内ビラを設置するなどして行っております。

次に、金額の決め方については、不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき価格を算定しております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

次に、中坊議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊議員。

10番（中坊 陽） 10番、中坊 陽です。2点について一般質問を行います。

1点目として、道路・公共交通機関の整備状況についてお伺いします。生

活環境や利便性向上には、道路・公共交通機関の整備が重要です。町内の整備状況は、国や府、JR等の関係機関のご理解の中、国道24号交差点改良や町道1号梅溪橋道路改良、JR奈良線複線化など、数々の事業が快適な暮らしの基盤づくり事業として、平成24年度から26年度、本町の実施計画が着実に進められている状況です。そこで、数々ある計画事業について、各事業の中間年度である25年度末までの計画完了予定についてお伺いします。

2番目として、住民意識の活性化についてお伺いします。本町の恵まれた自然環境や歴史ある名所の数々を町外に広めて、ふるさとを思う住民意識の活性化策が望まれています。町内の建造物や景観などをテレビドラマ、CMや映画のロケ地と活用され、エキストラとして住民の方々が出演されるのも、住民意識のより活性化に結びつくと考えています。関係機関に働きかけてはと思いますが、考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、道路・公共交通機関の整備状況についてであります。平成24年度に制定した井手町実施計画の第2章「快適な暮らしの基盤をつくる」のうち、道路・公共交通の平成25年度末での計画完了予定につきましては、方針1、道路交通網の整備、取り組み1、国道の整備のうち国道24号の路肩補強は年度ごとに工事を完了していただいているところであります。なお、国道24号交差点改良につきましては、平成26年度末完了予定と伺っております。

次に、取り組み2、府道の整備につきましては、府道上狛城陽線、和束井手線とも、継続的、計画的に切れ目なく実施していただいております。特に府道上狛城陽線南進事業のうち、玉川から井手小学校までの整備は、平成25年度完了予定と伺っております。

次に、取り組み3、広域幹線道路の整備につきましては、宇治木津線道路新設の取り組みは、平成元年に城陽市、旧山城町、旧木津町とで促進協議会を結成し、今日まで井手町長が会長を務め、関係機関に対し要望活動などを行ってきました。この活動がようやく実を結び、本年度より国土交通省にお

いて、宇治木津川周辺地域道路網調査として宇治木津線の調査を行っていたこととなりました。

次に、取り組み4、地域幹線道路の整備につきましては、梅溪橋改良工事と町道22号線道路改良工事は平成25年度末完了予定であります。

次に、取り組み5、生活道路の整備につきましては、橋梁維持補修は必要に応じて補修工事を実施しておりますし、道路台帳の補正及び歴史と自然が薫る道づくり事業は、各年度ごとに計画的に事業を完了しているところであります。

次に、方針2、公共交通機関の充実、取り組み1、鉄道輸送力の強化につきましては、JR奈良線の全線複線化を推進するため、スタンプラリーなど、利用促進のための啓発事業をJR奈良線複線化促進協議会で引き続き実施する予定であります。

次に、JR奈良線高速化複線化事業につきましては、6月14日発表のとおり、第2期工事についておおむね合意が得られたところでありまして、平成25年度においては、JRが実施する環境影響評価及び鉄道設計に対し補助を行う予定であります。

次に、取り組み2、駅前広場の整備につきましては、JR奈良線高速化複線化事業にあわせて、玉水駅及び駅前の整備並びに山城多賀駅バリアフリー整備を行う予定でありまして、関係機関と関連して計画を立案しているところであります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 宮崎産業環境課長。

産業環境課長(宮崎 光) それでは、2点目の住民意識の活性化についてありますが、町の恵まれた自然環境や歴史ある名勝の数々をテレビドラマ、CMや映画のロケ地として活用できないかにつきましては、現在、京都府では委託事業として、NPO法人映像産業振興機構京都事務所による運営で、ロケスポット京都というホームページを開設されており、府内各地のロケスポットが紹介されています。このホームページでは、撮影可能なロケスポットとして紹介したい場所を登録しておくことで、テレビドラマやCMの制作会社等が参考にされ、制作会社の意向によりロケ地が採択されるものとなっております。

本町には、まちづくりセンター椿坂や京都府の景観資産や文化的景観、環境省のため池100選として登録されている大正池、景観資産の万灯呂山展望台などがあり、これらの観光資源をロケスポット京都のサイトに登録してまいりたいと考えております。

今後も、本町では、ロケスポット京都の活用とともに、京都府や京都府観光連盟を通じた観光PR、町ホームページでの情報発信、京都総合観光案内所京なびでのパンフレットの配布など、町の魅力の発信に努め、住民が誇れる自然豊かなまち井手町をPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 1点目に関して、まず要望としてですけども、きのうの府議会でのこの新名神に関する質問の答弁の中で、来春には大津から城陽間、用地取得を開始するという答弁がありました。この新名神のアクセス道路としても、宇治木津線新設を進めることが重要やと思います。今後も引き続いて新設できるよう頑張っていたきたいと思います。

それと、JR奈良線の第2期複線化事業がおおむね合意したと今回発表されました。細部については、交通対策特別委員会で審議されると思いますが、その中で、エレベーターを玉水駅、多賀駅で設置するという方針であるということが町として発表されています。以前から、この2駅についてはJRの設置基準の利用者に至っていないというようなことも聞いておりましたが、今回、設置されるという予定になった根拠と、費用は本町負担になるのか、お聞きしたいと思います。

それと、2点目について要望しておきますけども、今回、ロケ地についてテレビ等の提案をしましたけども、書籍の中にも本町を取り上げた書籍がたくさんあります。そういった舞台になるようにも、今後PRを考えていただきたいと思います。この点、要望としておきます。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

エレベーターの件でございますけれども、おおむね合意に至ったということで、今後、詳細については、またJR、京都府と私どもと協議は必要かと思えますけれども、自由通路なりの設置も検討しておりますもので、自由通路と兼用のエレベーター、ホームに降りるのも、それと兼用のエレベーターというのを検討しております。多賀駅についても、同様に自由通路の形のエレベーターというのを検討しておりますけれども、場所によっては、ちょっとJR敷地内に入ることも考えられますので、その辺も今後詳細に詰めていくことになろうかと思えます。費用につきましては、現在のところ、井手町の方で負担をしながら、補助なり、その辺は協議で今後詰めていくという形にはなろうと考えております。

議長（村田忠文） この際、暫時休憩いたします。11時5分より再開します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時03分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。通告に基づいて、3点にわたって質問をさせていただきます。

1点目は、生活保護の問題についてです。生活保護法を改悪する法案、また、生活困窮者自立支援法案が国会で審議中ではありますが、内容は、生活保護を申請する際に、これまで口頭でも申請できたのに書類提出を義務づけ、窓口で申請をはねつけることを可能にするというものであります。また、扶養義務者に対する調査権限を強化し、保護開始の要件ではない扶養義務の履行を強いることで申請を抑えるという内容になっています。「特段の事情があればこの限りではない」とのただし書きが加えられることになりましたが、法案の根幹は変わっておりません。申請書提出義務づけと扶養照会の強化は、憲法25条が保障する生存権を壊し、違法行為である「水際作戦」と呼ばれている申請のはねつけを合法化することになってしまいます。

生活保護受給者が210万人を超えたという現在ですけれども、これは経

済状況の悪化と、そのもとでも人減らし、リストラを進めてきた政府や大企業の責任が大いに問われる問題であります。それでも欧州諸国と比べて、5から9%と比較して、日本では1.6%の生活保護利用率しかありません。大阪の母子餓死事件に見られるように、必要な人が利用できていない深刻な現状があります。新たな保護からの締め出しは、貧困による孤独死・孤立死を続発させる危険があります。

本町の生活保護受給者は現在何世帯、何人か、この数年間の増減はどうなっていますか。また、生活保護申請者の申請権を侵害することなく、京都府への進達を行わなければなりません。昨年度1年間に役場に相談に来られたのに申請に至らなかったのは何件ありますか。申請されたのに受給できなかったケースはありますか。

ことし8月から生活保護費の生活扶助基準額の引き下げが既に決まっております。3級地という等級にある本町ですが、受給者の場合、幾らの減少になるのか。若い夫婦で子供がいるというような世帯で減少額が大きいと報道されていますけれども、本町での影響はどうなりますか。生活保護費の引き下げは、受給者だけの問題ではありません。生活保護基準を目安としている住民税の非課税限度額にも影響しますし、住民税非課税かどうかで介護保険料や高額療養費、就学援助の基準等に大きな影響を与えます。対策は考えておられますか、お伺いします。

2点目に、風疹予防接種助成についてです。昨年来、全国的に風疹が大流行しており、京都府でも5月半ばで昨年の8倍超、100人を越えたとのことあります。予防接種を全く受けていないか、1回しか受けていないという年齢層に患者が激増しています。妊娠中の女性が感染すると、赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が出る先天性風疹症候群で生まれるということがあり、その確率は妊娠に本人や周囲も気づかない妊娠初期に感染するほど高いということになっています。予防接種による予防が大変重要な理由であります。

予防接種は1回1万円前後と高額であるため、接種が進んでおりません。そのため、各自治体で助成をするところが出ておりますが、お隣、京田辺市ではいち早く4月から半年間緊急措置として、もう既に実施をされております。京都府でも、先ほども説明ありましたように、6月補正に予算が盛り込まれて、市町村が助成制度をつくれれば費用を補助するという制度をつくるということで、本町の対応はどうなっていますか。

また、昨年度まで5年間、これまで風疹麻疹の混合ワクチンの予防接種を1回しか受けていない中学1年生と高校3年生に接種を呼びかけてきたと思いますが、その結果はどうでしたか。対象は何人で、接種率はどの程度ですか、お伺いします。

3点目に、町長や教育委員会の歴史認識や平和施策について伺います。今年の本町の小・中学校入学式で日の丸が壇上に飾られ、式次第に国歌斉唱が加えられました。これまでの日の丸・君が代の取り扱いと変更があったのはどういう理由でしょうか。

1999年に国旗国歌法が制定されたときも、強制するものではないと政府答弁があったように、起立斉唱を義務づけるような法令は今もってございません。一部の自治体で条例化したり、教育委員会が教職員に強制する通達を出しているところもありますが、それも2012年1月、最高裁判決で、東京都の教職員に対する処分については、処分には慎重な考慮が必要であり、減給以上の処分をすることは重きに失し裁量権の範囲を超えると、処分取り消しを行った例も出ております。内心の自由を侵すことはできません。本町での今後の他の学校行事や、町長部局所管の町行事などで、日の丸や君が代の扱いに変更があるのかどうか伺います。

2点目に、橋下大阪市長・維新の会代表は「慰安婦制度が必要なのは誰だってわかる」という発言をし、国内外から大きな批判を受けても謝罪も撤回もしておりません。「強制性が明確でない」などと日本軍の強制を認めた河野談話を批判しています。安倍首相は「侵略の定義は定まっていない」などと発言をし、国策の誤りを認めてアジア各国に謝罪したいいわゆる村山談話の見直しや、かつての植民地支配の正当化を図ろうという姿勢に各国から批判が沸き起こっています。国連の拷問禁止委員会でも「日本の地方の高官や政治家が事実を否定し、元慰安婦を傷つけている」と処罰を求めているということもございます。

町長は、このような歴史を逆行させるような政治家の発言に対し、どのような見解をお持ちでしょうか。特に、慰安婦制度や村山談話についての認識を伺いたいと思います。町長ご本人の認識をよろしくお願いいたします。

3点目に、町長は本年、平和市長会議に加盟をされましたが、会議の趣旨を町行政に積極的に活かされるよう期待するものです。この会議が2020ビジョンに基づき進めている核兵器禁止条約の早期実現をめざした市民的な

署名活動、原爆被害の実態等に関するポスター展、4年に一度、今年開かれるわけですが、平和市長会議総会への出席等、実施されるお考えはあるか伺います。同様に、教育委員会においても平和市長会議の精神を生かす取り組みを行うお考えはないか、伺いたいと思います。

以上でございます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私への質問についてお答えをいたします。

まず、国旗、国歌の扱いについてであります。平成11年8月に、国旗及び国歌に関する法律が成立いたしました。私どもとして、法令を遵守するのは当然なことであり、町としても、法が整備された翌年から庁舎の屋上に国旗を掲揚いたしております。これからも法にのっとって、住民への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、村山談話などについてあります。慰安婦制度や村山談話につきましては、町政運営にかかわることではありませんので、コメントは差し控させていただきます。また、橋下大阪市長の発言につきましては、大阪市民や大阪市議会が判断すべきものだと考えております。

次に、平和市長会議についてあります。私は以前から、町村を含むより多くの団体が加盟できる名称にならないかと働きかけをしてまいりましたところ、ことし8月に開催される第8回平和市長会議総会で、名称を平和市長会議から平和首長会議に変更する運びであると連絡がありましたので、今年度から加盟することにいたしました。

なお、本町の今後の取り組みにつきましては、ことし開催される総会の結果を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松田教育長。

教育長（松田 定） 教育委員会に係るご質問にお答えいたします。

まず初めに、ことしの入学式での国旗、国歌の取り扱いにつきましては、かねてより学習指導要領に基づき、入学式や卒業式の一層の充実を目指して各学校が検討する中で、私ども教育委員会とも協議し、年度の変わる平成25年度の入学式からご承知のような形で実施したものでございます。

次に、今後の他の学校行事での取り扱いについてですが、学習指導要領の規定では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指導するものとなっております。他の行事における取り扱いについて、今後、各学校とも協議してまいりたいと考えております。

最後に、平和市長会議の精神を生かす取り組みにつきましては、名称も変わるようではありますが、今後の動きを見ていきたいと思っております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 1点目の、生活保護問題についてであります。まず、平成25年4月1日現在の本町の生活保護世帯数は261世帯、保護人数は411人です。

次に、平成22年度と平成23年度を比較しますと、世帯数では7世帯の増、保護人数では10人の増となり、平成23年度と平成24年度の所帯数では1世帯の減、保護人数では4人の減となっております。

次に、平成24年度の保護相談件数は27件であり、そのうち、申請に至らなかった件数は6件です。

次に、保護申請後、受給されなかった件数につきましては6件です。

次に、生活扶助基準の見直しに伴う受給対象者の減少額などについて京都府にお聞きしましたところ、計算が困難であるとのことでありました。また、若い夫婦などについても同様であります。

次に、生活扶助基準に伴う他制度に生ずる影響に対する対策につきましては、国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 奥山保健センター所長。

保健センター所長(奥山英高) 2点目の、風疹予防接種助成についてであります。まず、先ほど岡田議員へ答弁したとおりであります。

次に、定期接種の対象とされておりました、平成20年度から昨年度までの中学1年生と高校3年生に対する麻疹風疹混合ワクチンの対象者、接種率につきましては、平成20年度、中学1年生68人に対し86.8%、高校3年生77人に対し83.1%、平成21年度、中学1年生92人に対し96.7%、高校3年生81人に対し81.5%、平成22年度、中学生1年

生 75 人に対し 90.7%、高校 3 年生 95 人対し 86.3%、平成 23 年度、中学 1 年生 83 人に対し 90.4%、高校 3 年生 70 人に対し 75.7%、平成 24 年度、中学 1 年生 69 人に対し 98.6%、高校 3 年生 84 人に対し 83.3%であります。

議長（村田忠文） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11 番（谷田 操） まず、生活保護問題ですけれども、今その世帯数のお話がありましたけれども、やっぱり本町は非常に保護の受給率が他の市町村と比べたら高いわけですね。それはもう事実だと思うんですけども、この受給申請、受給相談が 27 件あって、申請に至らなかったのが 6 件と。それが本人が納得して、相談に来ただけで申請につもりになられなかったというんだったらいいんですけども、やっぱり相談するうちにいろいろと数字等を示されて、これでは受給は難しいですよというような話があって申請できないと、申請されなかったというようなことになると、井手町は福祉事務所がないわけですね。京都府が受け付ける福祉事務所ということになっているわけですから、本町は進達するだけということになっていますから、やっぱりこういう形で申請しにこられたのに申請に至らなかったという形には、やっぱりできるだけならない、そのまま申請してもらう方がいいわけだと思うんです。この 6 件というのがどういう事情なのか、ある程度わかる範囲で結構ですけれども、町の方で難しいですよというような指導は本当になかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それで、この法律が、もしこのまま決まった場合に、特段の事情があれば書面で出さなくてもいいということを加えられるとは思いますが、皆、保護申請される方というのは、特段事情があるんですよ。ですから、基本的に従来とやり方は、運用方法としては変わらないんだという形でぜひやってもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。そういうただし書きがあれば、出さんなんですよ、出さんなんですよ、出さんなんですよ、あなた、どんな特段の事情があるのか、それをまた書面に書いて出さないなんていう指導があったら、結局、このただし書きが生かされないということになるんです。ですから、基本的には今までと変わらない、特段の事情があるから、皆申請に来られるので、口頭で申請したいんだということをはっき

り述べられたら、それはもう申請を受けたと、そのまま進達をすると、書面については必要なものはお渡しをして、後で府の方へ出してもらうということは、それはお願いはするけれども、それがないと受け付けしない、進達しないという対応は町はとられないということをお約束していただきたいと思えます。それについて、どうお考えでしょうか。

2点目、風疹の問題ですが、先ほど岡田議員の答弁にもありましたけれども、今問題になっているのは、男性の方が罹患率、高いわけですね。それで配偶者という規定が府の方は設けているということですが、配偶者かどうか、住民票を提出して確認するとか、保険証を見せろとか、そういうことになるのかと。同居の家族であれば、事実婚のパートナーという方も最近では多いわけですし、その辺は弾力的な運用をしてもらいたいと思えますけれども、どう考えておられるのかということと、中学生、高校生で接種していない人ですよね。今回、無料にしようという対象は19歳以上の女性と配偶者ということですから、そうすると、高校3年生であって、19歳超えてはる人というのは今回の助成の対象になりますけど、中学生のときに受けなかったと、このまま来ていて、まだ中学生、高校生やという方で接種してない方、残っているわけですね。そういう方についても、接種漏れやということは役場で見えるわけですから、こうやって接種率、ちゃんと出ているわけやから。そういう方も受けてもらうように推進するという意味から、今度の制度については、対象として助成をするというふうに考えてもらえないかと思えますが、いかがでしょうか。

次、3点目に、日の丸、君が代の扱いと平和施策の問題等ですけれども、町長の方からご答弁なかった点で確認したいのは、教育委員会は指導要領云々ということでおっしゃったんですけど、町長部局所管の町行事などでの今後の日の丸や君が代の扱いには変更はないという理解でいいのかということと、もう一度町長に確認をしたいと思えます。

それと、教育委員会に関しては、入学式と卒業式などとおっしゃったんですけど、いろんな学校行事、ほかにもございますけれども、今、各学校と協議して変更することにしたのは、入学式、卒業式だけなのか、今年度からほかの行事も、例えば運動会でも、日の丸、君が代、導入していくんやというお考えなのか、その辺は、もうぜひ、余り子供たちが主役の舞台で、そういういろいろ疑義がある問題について取り上げるのはやめてほしいと思う

わけですけれども、どう考えておられるのかお尋ねをします。

さらに、町長が従軍慰安婦問題や村山談話の問題について、これはもう町政にかかわることではないとおっしゃったんですけど、それは全然違うと思うんですよね。それは、従軍慰安婦の問題なんか、あの発言を聞いて、それは女性だけの問題ではないけれども、もう非常にやっぱり女性としては耐えがたい思いはしましたね。それは井手町の町内の住民の方であっても、当然そういうお感じになっている方、たくさんいはると思うんですね。それが、ただ橋下氏の発言やから大阪市民だけの問題やなんていうことではないと思うんです。町長自身、どう思っておられるんですか。

やっぱり村山談話の中で、かつての国策が誤っていたということをきちんと、戦後50年を期して謝罪をやったわけですね。それは国の方針として今も生きているわけですよ。それを国のトップの方が簡単に見直すという発言をされたり、そういうことについては、それは世界中からどうなっているんやという発言が起こるのは当然でありまして、国連でも問題になるわけですね。地方の高官や一部の政治家がというふうに国連でも話題になっているんですよ。町長も地方の高官じゃないですか。うちの町長はどう思っているんやろなというのは、町民としても大いに関心のあるところですから、従軍慰安婦は必要だったなどという発言には絶対同意することはできないと、村山談話は当然国として継承していくべきものやというようなことを町長のお考えとして、ぜひお聞きをしたいと思います。

平和市長会議については、名称の件で今までこだわりがあったかのようなお話だったので、そうすると、中身については、以前から加盟してもよいなという中身を考えておられたのかと思いますから、1日も早く、平和市長会議が提唱されているような署名、まず、町長ご自身がこの核兵器禁止条約の市民署名に、まず井手町民の代表として署名をしていただくということが、一番皆さんにとっても、この平和市長会議に入って、井手町は核兵器廃絶条約、皆で市民挙げて求めていくようになるんやなという宣言にもなると思いますから、町長に署名をお願いしたいと思いますが、もう署名されましたか、お尋ねをいたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 汐見町長。

町長(汐見明男) まず、国旗、国歌の関係ですけども、谷田議員の方から

質問が出てきて、それを見させてもらって、担当の方にも、それはやはり周知をもっとしなあかんなど、こういう思いを持ちまして、とりあえず式典等でできれば周知が図ればなど、このように思っております。

それと、慰安婦制度、あるいは村山談話でありますけれども、聞かれているのは町長に対して聞かれていると思うんですね。個人ではいろいろな考えはもちろんあるわけでありまして、町長という立場では、先ほど答えたとおりであります。

それと、3点目、今度は平和首長会議に名称が変わるわけですが、趣旨については、もちろん賛同していたから入るわけでありまして、その会議の総会で決められてきたことについて、当然、その趣旨にのっとって取り組んでいくということになると思います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松田教育長。

教育長(松田 定) 他の学校行事における国旗、国歌の取り扱いについての重ねてのご質問でございますが、これにつきましては、学習指導要領の規定、そうした趣旨に基づきまして、今後、各学校とも協議してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 先ほどの生活保護問題についての質問でございますが、申請に至らなかった内容につきましては、生活保護制度の相談、生活保護を教えてほしいという相談と、それから、申請書を手渡しましたが、その後申請に来られないというケースもございました。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 奥山保健センター所長。

保健センター所長(奥山英高) ただいまの谷田委員の風疹に関するご質問でございますけれども、まず、対象者となります配偶者の考え方についてでございます。まず、本町の考え方につきましては、府の制度を活用した事業を予定しておりまして、対象者については府の考えに沿ったものでございまして、19歳以上の男性については妊婦の配偶者という定義で行いたいと考えております。確認方法でございますけれども、こちらにつきましては、申

請時に母子手帳の保護者欄の写しを提出いただきまして確認をしてみたいと考えております。

続きまして、18歳以下の方を対象者に含めてはというご意見につきましては、こちらについても、先ほど申しましたとおり、京都府の考え方に沿って設定をしております、京都府としても妊婦を守る目的で、流行を防ぐことが目的となっておること、そして、麻疹風疹ワクチンの追加接種、5年間で行いましたそれらの接種率も勘案しまして、19歳以上を広く対象とされたとお聞きしております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 今、質問でお願いした、その生活保護についての今後の運用についてのお話がなかったんですけれども、国でもまだ審議中の問題でもありますけれども、やはり、特段事情があるから申請に来られる方ばかりだと思いますので、口頭でも十分その申請はできるんだと、窓口にも申請書はちゃんと備えておくというようなことで、周知徹底していただくように強くお願いをして、質問を終わります。

議長(村田忠文) これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(報告第7号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 10ページですけれども、府の補助金で財政健全化支援の補助金というのが1,800万以上ふえているんですけれども、これはどういうことにいただく補助金で、財政健全化って、井手町、もう先ほどか

ら町長もおっしゃっているように黒字で、黒字で、ようけ基金も貯まっているのに、これはどういうことに使われるのかお尋ねをします。

2点目に、その下の11ページに、基金繰入金はずっと減額になっているわけですね。それと、支出の方で言いますと、13ページに基金費で積立金ということで、社会福祉基金に積み立てを1億されたということですね。これで前年度も基金の繰り入れは結局12万2,000円で済んだと、全部減額になったわけですね。先ほどの町長、出納整理期間が終わって3億円以上黒字という説明だったんですが、基金がそれぞれ、今、現在高がどうなっているのかということと、これ、3月31日の専決ですから、それで、出納整理期間の間にさらにその黒字額の中から基金に積み立てるというようなこともやられるときがありますから、これがこの時点ではなく、現在でその基金残高がそれぞれ幾らになっているのか、11ページの表で見たら、財調基金幾ら、減債基金幾ら、都市開発基金幾ら、消防防災基金幾ら、教育施設整備基金幾ら、そして、13ページにある福祉基金ですね。そして、さらにほかの目的基金もあると思いますので、あわせて直近の基金の残高をお願いしたいと思います。

3点目ですが、15ページですけれども、道路新設改良費のところ、町道1号線の道路改良が減額になっていますけれども、減額ということは繰り越しということではないわけですよ。この公有財産購入費1,900万減額というのは、買う予定にしていたところを買わなかった、買えなかったということなのか、いや、まあ安く済んだんだということなのか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

財政健全化支援補助金の関係なんですけれども、こちらにつきましては、京都府の補助金でございまして、小規模市町村支援、財政力が脆弱な小規模市町村の健全化に向けて財政の支援をしていただける補助金でございまして。特に対象となる事業につきましても、今回、専決で補正予算を出させてもいますけれども、住民生活の維持に必要な施設への継続的な行政の支援であったり、行政サービスの工夫をして、さまざまな取り組みについての費用に

ついて補助金が当てられますので、それを請求して、この額を今回、最後は
いただいとるというふうなことになっております。

あと、基金の残高でございます。この補正予算を反映した基金残高という
ことでありまして、順番に言わせていただきますと、都市開発基金ですけ
れども、11億1,115万2,958円、財政調整基金22億5,203
万8,708円、教育施設整備基金2億1,691万821円、消防防災施
設等整備基金2億321万8,835円、減債基金11億5,324万8,
828円、住宅新築等基金474万5,584円、ふるさと応援基金18万
円、中学生夢・未来支援国際交流基金6,000万円、社会福祉基金3億3,
976万6,701円、障害者福祉基金6万5,382円でございます。一
般会計でいきますと、合計53億4,132万7,817円でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 谷田議員の町道1号線道路改良に関する質問にお答えし
ます。

本箇所は、町道11号線と11号線の交差点でありまして、12月議会で
もご可決いただきましたが、有利な国費を用いて改良をしたところでありま
す。なお、公有財産購入費につきましては、早期に協力が得られたというこ
とで、前年度の繰越金を使用しましたので、不用となったものであります。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 確認ですけど、基金ですけど、この補正予算を反映し
た額ですというふうに説明があったので、この補正予算は3月31日付の専
決なわけです。ただ、出納整理期間にさらに積み増しているものはありませ
んかということをお尋ねしています。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) 今申し上げました数字は、出納整理期間に反映
をしたもの、最終の一般会計の合計分でございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 賛成の立場で討論を行います。

専決ですから、もう行ってしまったということなんですけれども、それだけ財政上黒字が残ったというのは、それはそれで専決せざるを得ないと、その後のお金をどうするか決めなければいけないので、そのことについてどうこういうことはないんですけれども、やはりこれだけの、いつもそうです、予算を組むときには、これだけ基金から繰り入れしないとやっていけないんだという形でおっしゃって、いや、最終にならないとわかりません、わかりませんって。住民要望については、厳しいんです、財政厳しい、財政厳しいと。結局、全部基金は繰り入れ、ほとんどしなくて済みました、さらに1億円積み増しました、全部で53億ありますというのは、本当にいつまでこういう形で続くんですかと。やっぱり住民要望にもっと積極的に応えてほしい。

町長、いつもおっしゃるんですね。議会、終わるときにご挨拶されて、これまで要望が出たことについては、議会で出た要望も踏まえて、補正等も組んで活用していきたいっていつもおっしゃるんですね。で、最後これかという話なんで、もうこのお金についての活用については、ぜひ本当に住民要望をもっと反映したものにしていきたいという要望を申し上げて、賛成をしたいと思います。

議長（村田忠文） 賛成ですね。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これより、報告第7号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第7号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、報告第7号は承認することに決

しました。

この際、暫時休憩します。午後 1 時より再開いたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 0 時 58 分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第 6、報告第 4 号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中島税務課長。

税務課長（中島一也）

（報告第 4 号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11 番（谷田 操） ページ数で言いますと、9 ページの第 7 条の 3 の 2 というところですけども、住宅ローン控除の延長拡大という説明があったんですけども、住宅ローンについては、所得税から控除が引ききれない、特に若い世代の方なんかですと、所得税が税額が低いので、その分を住民税の方で控除をするというふうになっていると思うんですけども、この延長以外に、住民税から控除する件に関して、何か変更があるのかお尋ねします。

それと、10 ページですけども、第 7 条の 4、寄附金税額控除における特例控除額の特例ということですが、この第 5 条の 6 第 2 項の規定により、読みかえて適用される場合を含むというのはどういう場合なのか、ふるさと納税とかの場合、その額によって税金の減免を受けられるわけですけども、どのように変わったのか。

それと、同じく、同じページで、1 条、第 10 条の 2 のところに、1 項つけ加えられたのは、備蓄倉庫に関する条文だという説明だったんですけども、災害関連で備蓄倉庫等を設けるときに、いろいろ特例があるのかと思うんですが、4 ページに、第 3、第 4 条の 2 項のところ、協定倉庫という言葉が出てくるんです。その備蓄倉庫とか協定倉庫とか、どういうものなのか、

井手町に、そういう扱いになるものがあるのかどうかお尋ねをします。

もう1点ですが、済みません、ページ数にしますと戻ってしまいうんですが、7ページですけれども、附則で延滞金の割合等の特例というのが変更になっているんですが、そもそも町税を延滞した場合、今、どういう延滞金がつくのか、何%の割りでついているのか、どのぐらい延滞したら延滞金がつくのか、1日でも延滞したら、督促が来たら100円つくというのは皆さん、よくわかってはるんですけど、延滞金というのは督促料とはまた違うと思いますので。今回、どういうふうに変わるんですかというのをもう少しわかりやすく、その延滞金の規定について教えてください。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中島税務課長。

税務課長(中島一也) 谷田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、住宅ローン控除の延長拡大の関係でございます。住民税で何か変わったことがあるのかというご質問でありますけれども、現行では、ことし25年12月末日まで入居された方が対象であったものを、29年の12月末日までということで、4年間は対象期間が延長されました。もう1点、変わった点といたしましては、控除の限度額ですけれども、所得税の課税総所得金額等の5%を限度額と現行されています。それが、最高9万7,500円になるわけなんですけれども、延長後の平成26年4月から平成29年12月に入居された方については、その最高限度額が7%、最高13万6,500円に拡大、制度が拡大されるというところでございます。

次に、2点目の寄附金控除の特例のところでございます。結局どう変わったのかというところでありまして、平成26年度から平成50年度までの個人住民税におきましては、従来分に加えて、復興特別所得税に係る分も控除しましょうということで、ようするに、この26年度分から従来の所得税にプラス復興特別所得税が加算されるわけなんですけれども、今までの条文では2,000円を超えるものを全部対象に基本しとったんですけども、その復興特別所得税に係るものも含めて、2,000円を超える部分について控除するために改正するものでございます。

次に、備蓄倉庫、協定倉庫の関係でございます。この備蓄倉庫につきましては、都市再生特別措置法により管理協定に係る備蓄倉庫ということで、協

定倉庫という言い方も一部ではしておりますけども、防災面の、都市の防災面の防災機能を確保するための倉庫に対する軽減を設けるものでありますけども、基本的に、都市再生緊急整備地域という地域指定を受けたところのそういった施設が対象になるものでございまして、現在では、井手町はその地域指定を受けておりませんので、現在のところは対象になるものはございません。

次に、延滞金の割合等のご質問でございます。延滞金につきましては、現行、納付期限後1カ月以内は4.3%の延滞金がかかりまして、それを過ぎますと14.6%という延滞金がかかってきます。今回の改正につきましては、この1カ月以内は4.3%、これは国の貸し出し約定平均利率、財務大臣が指定する利率が現状と同じとしてお答えいたしますけども、1カ月以内の方につきましては4.3%が3.0%になります。1カ月を過ぎた後の延滞金14.6%につきましては、9.3%に引き下げる改正でございます。当然、納期を過ぎた方につきましては、計算上出てきたら延滞金を徴収するという形になっております。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 延滞金の例ですけど、本当に今まで、これはサラ金なみの金利やと思ってたんですけども、それは今回下げるといのは、もう金利が下がっている中で当然のことと思うんですけども、よく納付相談に行きましたら、こういう計画を立てて滞納を払いますという約束をしますね。今まで滞納整理組合なんかもそうでしたし、今、税機構でもそういうふうにされると思うんですけど、そのときに全額その計画どおりに払った場合に、延滞金については免除しますというような特例を言われてはる方も今まで知っているんですけども、井手町の場合は、延滞金について分納相談して、約束どおりやれたら免状するというような、そういう減免規定というのがあるんですか。

もう1点、済みません。備蓄倉庫の件ですけど、地域的に指定になってないから関係ないと、それはわかるんですけど、本来やったら、例えば、建設業の関係の方々と、災害のときは助けてくださいねという、そういう協定を

結ぶと。それなら、ユンボとか、大きな重機なんかを置いとくところを確保しんなんというようなことで、そういう土地について、約束したら、固定資産税なり何なり、その減免をしてもらうというような、そういう制度もあってもいいと思うんです。そやけど、これは国が決めた地域しかあかんということですからけれども、災害のためにある程度の、そういう装備を置いといてもらうために優遇を行うというようなことは考えられないのかということをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中島税務課長。

税務課長(中島一也) ただいまの質問でありますけども、1点目、納付相談に来られて、計画どおりに納付された場合という、そういう免除規定はあるのかというご質問でございますけども、基本的に計画書をつくっていただくときに、当然納期を過ぎて納める部分が生まれてくる、例えば毎月一定額を納めるとしても、納期を過ぎてしまう部分が必ず出てくるわけですので、督促は必ず送らせていただきますよと、当然遅れた分に対する延滞金はつきますよというご説明を申し上げております。それを理解した上で、定額の計画、通常定額、月何ぼという形で納める計画をいただいて、ご了承いただいているというところでありまして、延滞金に係る免除規定というものはございません。

2点目の倉庫の関係で税の優遇はないのかということですが、基本的に地方税法等でそういう規定はありませんので、井手町もそういった考えはございません。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、報告第4号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中島税務課長。

税務課長（中島一也）

（報告第5号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

日程第8、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山保健医療課長。

理事（加賀山睦）

（報告第6号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 特定世帯という言葉と特定継続世帯という言葉が出てきますので、その説明をお願いしたいんですが。その特定世帯というのが何世帯あって、今年度から、その新しくできる特定継続世帯というのが何世帯ぐらい今年度からあるのかという対象世帯数と、これで少し減額になると思うんですけども、そうすると影響額というのはどのくらいあるのか、その分は本来いただく税額じゃなくて、4分の3にするとかいう場合、国の方からの措置はどうなるんでしょうか。うち、国保税、大変じゃないですか。それは国が決めたことやったら措置してもらえるのかということが一つ。

それと、具体的に、これ、後期高齢者にご主人が移行しはったと、奥さんは年齢が若いから国保のままやと。そのときに、ご主人が、まあ大分たちますので、後期高齢が始まって。ご主人が亡くならはったと、奥さんだけ1人国保に残ってはると、もうそういう場合は特定世帯じゃなくなるんですか。やっぱり5年以内やったら特定世帯のままですか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山保健医療課長。

理事（加賀山睦） まず1点目の特定世帯、特定継続世帯の件でございますが、特定世帯は2人世帯で、1人が国保から後期高齢者医療に移行され、もう1人が国保に残った世帯を言います。この世帯につきましては、平等割額を5年間2分の1に軽減するというのが特定世帯の内容でありまして、特定継続世帯は、その国保加入者が1人のうち、5年が経過した後に継続して、3年間に限り平等割額を4分の1に減額する世帯を継続世帯と。つまり、特定世帯が5年終わって、さらに3年間、つまり、まず3年間延長される世帯を継続世帯と言います。

それで、まず特定世帯は77世帯、本町におられます。そして、特定継続世帯につきましては30世帯、井手町におられます。

特定世帯のうち、1人が亡くなられた場合は、もう該当しないということで、ご主人が後期高齢者に移行されて、例えば2人おられて、1人が後期高齢者に入れかえ、亡くなられたと。残った方については、おられることが条件ですので、継続して、だから、そこに亡くなられた特定世帯にはもう該当しないということになります。

次に、国のその特定継続世帯が、減額によって、本来、法改正前はいただ

いていたお金が4分の1軽減するという国の措置と影響額については、後ほど答弁させていただきます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

日程第9、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（報告第2号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決しました。

日程第10、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（報告第3号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

先ほどの答弁、よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山課長。

理事（加賀山睦） 失礼します。先ほどの谷田議員の質問の2点についてご答弁申し上げます。

特定継続世帯によって、減額した金額につきましては82万3,500円になります。そして、この国の特例措置として基盤安定制度で、軽減した額については基盤安定制度で補助金として入るというふうになっております。

以上であります。

議長（村田忠文） 次に、日程第11、報告第8号、専決処分の報告につい

てを行います。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(報告第8号を朗読説明)

議長(村田忠文) 以上で、報告第8号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第12、報告第9号、専決処分の報告についてを行います。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(報告第9号を朗読説明)

議長(村田忠文) 以上で、報告第9号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第13、報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてを行います。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(報告第10号を朗読説明)

議長(村田忠文) 以上で、報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

この際、暫時休憩します。2時10分より。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第14、議案第28号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（議案第28号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第28号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意をを求める件を採決します。

議案第28号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

日程第15、議案第29号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（議案第29号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第29号、井手町教育委員選任につき同意をを求める件を採決します。

議案第29号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

日程第16、議案第23号、井手町企業立地促進条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 宮崎産業環境課長。

産業環境課長(宮崎 光)

(議案第23号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件につきましては、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17、議案第24号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治)

(議案第24号を朗読説明)

議長(村田忠文) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) そもそも、何で井手町の職員の給与を引き下げなあかんのかという話ですね。国の方で法律になりましたけれども、井手町の職員

の給与に関しては、当然自主的に井手町が決めればよいことであって、今回人事院勧告ありませんし、なぜこういう引き下げをしなければいけないのかと。それと、職員団体との話し合いはどうなっているのか。

それと、地方6団体は、国が地方の職員の給与を引き下げよという要請をしたことに対して、非常に強く抗議もされているわけですね。町村会の方の考えはどうか、町長のお考えを聞きたいと。

ラスパイレスですけれども、現状幾らで、引き下げたら幾らになるのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 汐見町長。

町長(汐見明男) 町村会は地方6団体の中に入ってますので、今、地方6団体って言われましたね。そのとおりなんです。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 谷田議員の1点目の関係であります、なぜ引き下げるのかということで、先ほど提案の説明を申したとおりでございます。

それから、職員組合との協議については、もう既に、4月12日に妥結をしているところでございます。

それから、ラスにつきましては、引き下げる前につきましては、93.2、それと、今、国が示した参考値が93.2でございまして、今現在100.9で、0.9を超えているということでございます。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

11番(谷田 操) その0.9引き下げて、影響額、どのぐらいなのか、特別職もということですから、町長、副町長、教育長、それぞれ幾ら下がるんですか。一般職でどのぐらい影響あるんですか。

それと、その地方6団体は、こんなん、本来自主的に決定されるべきものを、何で国がそんな要請をするんやということで抗議をされたのは広く報道もされているし、わかっているんですけども、そういうふうに、抗議を6団体でされておきながら、今回、町長はなぜ提案されるのか、その理由を教えてください。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 汐見町長。

町長(汐見明男) もちろん自主的に判断をして、井手町は井手町で対応している。国に言われてどうのこうのというようなことでは全くない。ただし、今の住民感情から見て、それより超えているというときに、井手町は何もやらずにやった場合、住民はどう判断するのかと、そういうことを職員組合にも話をしました。職員組合も理解をしていただいたということであり、議会の方にもそういうお願いもしているんですけども、議会はそれはやらないと、こういうことのようにありますけれども、特別職の常勤、それで職員ということで、今回こういう措置をさせてもらったということであり、

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 谷田議員の影響額でございますが、職員につきましては、全体で318万5,200円、それから、特別職、町長につきましては6万9,200円、それから、副町長につきましては5万7,000円、教育長につきましては5万2,700円、全体で336万4,500円の影響額ということでございます。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 反対の立場で討論を行います。

職員給与に関しては、職員団体との話し合いというのを尊重するのが、本来我々の立場ではありますけれども、今回の削減については、国が異例の地方に対する削減要請というようなことがありました。その理由が、消費税の増税もしなアカんと、そういうときに公務員は身を削れというようなことを国は言っているわけですね。一般の住民の方と公務員を対立させると、そう

いう分断路線といいますか、ますます公務員バッシングというか、そういうものが進む。本町の場合を考えても、職員の確保ということを考えても、保健師さんが足りないというようなことで、再度募集をされたりとか、そういうこともありましたし、専門職なんかを確保していくのに非常に困難なわけですね。それで、どんどんどんどん職員給与は下がる一方やと。本当にやる気のある有能な職員を集めて、町を活性化していくというようなことについても支障が出てこないか、非常に心配であります。

そういう観点から申しまして、この国が給与削減を押しつけてくるということについては、断固として許せないという立場から、この条例案には反対をいたします。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これから、議案第24号、職員の給与に関する条令等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第27号、平成25年度井手町一般会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 協本企画財政課長。

企画財政課長（協本和弘）

（議案第27号を朗読説明）

議長（村田忠文） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） ページ数で言いますと、8ページのコミュニティ備品というのは、どういうものを買うのか。公民館の改修補助というのは、どの公民館の何の改修に使うのか。

2点目に、同じく8ページの予防接種の事業ですけれども、これ、午前中話題になった風疹の予防接種のことだと思うんですけども、午前中の話では、妊娠される女性が60人と見たら、配偶者60人で、120人分というようなお話があったんですけども、120人分を57万で賄うということになると、接種率が半分もいかないという、そういう見込みでやっておられるのか。

それと、午前中にもお尋ねしましたが、どうやって配偶者って確認するんですかという話で、母子手帳の保護者欄という話がありましたけれども、母子手帳を受け取られるのは妊娠されてからですから、妊娠を希望している女性の配偶者やというようなことは、それではわからないわけで、どうやって確認されるんですか。母子手帳の欄というのは、別に同居してない、戸籍上の配偶者でなくても、保護者がこの人やというようなことがあり得るわけですから、同居しているかどうかということにはかかわりませんし、妊娠されるかもしれない方の予防のためにということであると、厳密に言えば、母子手帳の保護者欄で確認できるとは言えないんですけども、具体的にどうやって確認されるのかなということが2点目。

3点目は、今、主な事業の説明でありました無線の装置ですけれども、本部機能のあるような無線装置、どこに置かれて、その端末、何台ぐらいあって、どこに置かれてと、どういう機能のものなのか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、コミュニティ備品の関係でございますけれども、コミュニティ備品につきましては、地域で活用していただくための事業、さまざまな事業につ

いての助成というふうなことになるんですけれども、今回申請をしておりますのは、地域でご利用いただいておりますテント、簡易テントといいますが、貸し出しのテントであるとか、あと、草刈り機であるとか、チェーンソーであるとか、あと、まちづくりセンターのウォータークーラーであるとか、そういうふうな備品、地域の方が利用いただける備品について購入をするものがございます。

続きまして、公民館改修補助の関係でございますけれども、こちらにつきましては、現在要望をいただきました区、南部公民館でございます。南部公民館の内部の壁の壁紙と床の張りかえ、あと、炊事場の改修というふうなことで伺っております、その補助金の部分で、今回30万円計上させていただいております。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 奥山保健センター所長。

保健センター所長（奥山英高） ただいまの谷田議員の2点目の、予防接種事業のことについてお答えいたします。

まず、午前中に説明させてもらった120人についてということで、今回の算定額との根拠のことについてでございますけれども、午前中説明しましたとおり、妊娠を希望する方60人、そして、妊婦の配偶者60人ということで120人計上しておるんですけれども、まず、風疹にかかれた方や2回接種をされている方については、接種が必要のない方ということになりますので、全額ではなく、50%で計上させていただいております。

続いて、母子手帳での確認事項でございますけれども、対象者につきましては、正しくは、男性については妊婦の配偶者でございますので、必ず母子手帳があるものというふうに認識しております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治） 3点目の、デジタル移動通信システムの整備の件でございますが、今回、大きな要因につきましては、アナログの関係が平成28年5月で終了するということですので、デジタル化に移行するというのが大きな目的でございます。

基地局については、当然、役場に基地局を設置しまして、各避難所等、また、携帯関係を現在予定では38台を購入しようと、基地局も含めて、車載系も含めて、38台を購入しようということで進めております。

機能につきましては、今現在、アナログ無線につきましては、一方通行でプレストークというのを押して通信をするという形になるんですけども、デジタル化になれば、今、携帯電話を持っておられる、携帯電話のような形で交信をできると、そういうメリットはございます。そういうことで現在進めているところでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊議員。

10番（中坊 陽） 8ページの井手地区共同墓地改修、これは面積的にどうか、何メートル、何メートルぐらい予定されているのか。

それと、玉川砂防公園ですけども、今年度中に完成するというところで、遊具の整備をされるということなんですけど、今度、完成後の管理はどこがされるのかと、ちょっと心配するのは、夜間、住宅地が少し離れてますので、椿坂の場合は、夜間侵入者があればサイレンが鳴るような形になってますけど、そういった設備もされるのか。それと、一般使用時期をいつごろ考えておられるのか、一般開放というのか、一般の方が使用されるのがいつごろかお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 宮崎産業環境課長。

産業環境課長（宮崎 光） 中坊議員のご質問にお答えします。

まず、延長ですけども、約80メートルでございます。高さが約5メートルの高さののり面のところでございます。面積につきましては、470平方メートルを予定いたしております。工事内容につきましては、吹きつけののり砕工法で実施をしようと考えています。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 2点目の、玉川砂防公園に関するご質問でございますが、

管理につきましては、現在のところ、町の方で管理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

夜間の装置等については、必要性も含めて、今後、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

開放時期につきましては、計画が今年度中ということで進めておりますが、できれば、ことしじゅうに施設は完了したいというふうに考えておきまして、年が明けてから、適当な時期を決めまして、開放したいというふうに考えております。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 丸山議員。

9番（丸山久志） 今、中坊議員と同じ場所なんですけども、井手町共同墓地、具体的にどのあたりののり面を直すのか、お聞きしたいと思います。

それと、ちょっと苦言になるんですけども、予算成立から執行まで、近年、ちょっと時間がかかっているように思います。いつごろ執行していく予定かお聞きしたいと思います。

それと、砂防公園の方の大型遊具、健康器具、どのようなものを設置されるのかお聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 宮崎産業環境課長。

産業環境課長（宮崎 光） 丸山議員のご質問にお答えします。

共同墓地の場所につきましては、井手町の共同墓地には、大きく分けまして、南側と北側に分かれておきまして、その真ん中の部分のところにおきまして、工事を実施しようと考えているところでございます。

それと、工事の実施ですけれども、今回、予算をご可決いただきましたら、即詳細設計に入りまして、その後、工事を実施したいと思っているところでございます、なお、工事につきましては、秋のお彼岸が終わったころから入っていきたいと思っています。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 丸山議員の２点目の、玉川砂防公園の遊具等についてのご質問でございます。

どのような遊具かということでありまして、まず、大型遊具につきましては、この決定に当たりましては、子育てサークルのメンバーや老人クラブのメンバー等のご意見を参考にさせていただきまして、検討してきました。その中で、利用者がその場所に自分たちが行きたいという遊具はどんなかということで検討していただきまして、大型遊具の複合的な遊具ということで、滑り台であっても、数カ所に滑っていけるような、上る位置、滑り台と滑り台をつなぐ通路等についても、子供たちが喜ぶようなロープ式であったりというようなことを考えているところでございます。

健康遊具、健康の器具につきましては、健康器具を配した遊具ということでありまして、年々、これにつきましては、事故等の改良も加えられてきますので、器具を配置した、いろいろな器具を配置した遊具をそこに設置するというのを今、計画しているところでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第２７号、平成２５年度井手町一般会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第２７号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。

なお、次回は６月２８日午前１０時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 丸 山 久 志